

令和5年度取引力強化推進事業補助金のお知らせ

本事業は、中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化促進を図るために実施する、共同販売・宣伝、組合員の事業・企業紹介等のための組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化、組合員の受注促進等の取組みを支援するため、それに要する経費を補助するものです。

補 助 金 額

500千円（税抜）を上限（下限額は100千円）とし、補助対象経費総額の2／3を助成

公 募 期 間

令和5年6月1日（木）～令和5年7月28日（金）（締切日必着）

事 業 期 間

交付決定日～令和6年1月31日（水）

補 助 対 象 者

以下のいずれかの要件を備えている小規模事業者組合

- (1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの
- (2) 事業協同小組合及び企業組合
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの
- (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの
- (5) その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの
- (6) 一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるものに限る。）であって、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの

※小規模事業者

常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社および個人

(7) (5)で定めるその他の特別の法律に基づく組合及びその連合会並びに(6)で定める一般社団法人については、令和5年4月1日現在、設立後原則1年以上経過していること

具体的な事業内容

A. 共同事業活性化

共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成などを行う事業

B. 受注促進

共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業

C. ブランド構築

連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業

D. 取引条件改善

団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉など、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事業

E. その他

上記の他に、業界の特徴などを踏まえて行う中小企業・小規模事業者の取引力強化を促進するための事業

補助対象経費

- ①謝金、②旅費、③消耗品費、④会議費、⑤印刷費、⑥会場借上料、⑦雑役務費、
⑧通信運搬費、⑨委託費

※応募については本会ホームページに掲載している公募要領等をご参考ください。
なお、詳細やご不明な点につきましては本会開発課までお問い合わせください。

～お問い合わせ先～

群馬県中小企業団体中央会
経営支援部 開発課

〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-3-1
(群馬県中小企業会館内)
TEL 027-232-4123
FAX 027-234-2266